

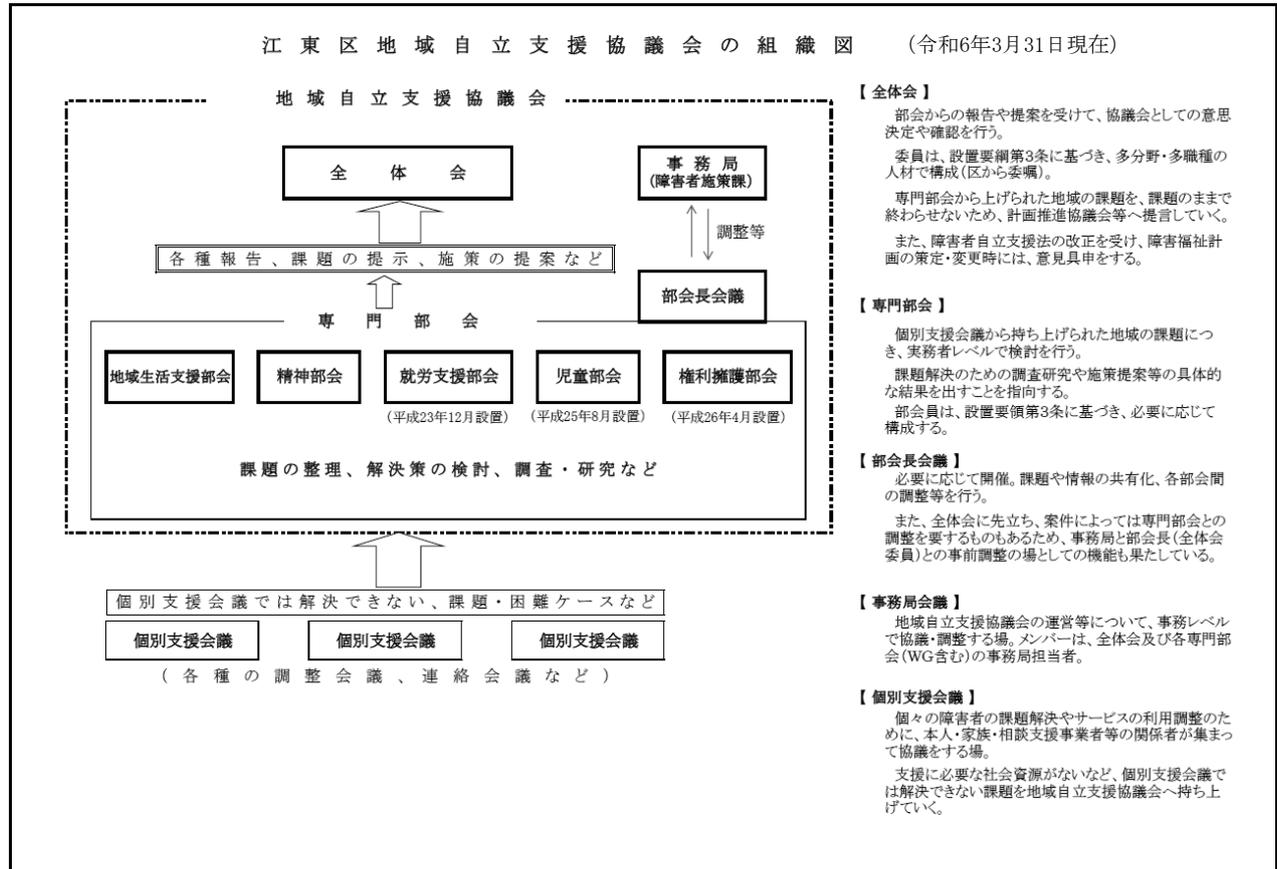
江東区

1 地域自立支援協議会の基本事項

(1) 名称 江東区地域自立支援協議会

(2) ホームページURL <https://www.city.koto.lg.jp/221010/fukushi/shogaisha/shougikai/20170601.html>

(3) 組織図



(4) 会議実施方法等

ア 開催方法

全体会	集合形式	専門部会等	集合形式
-----	------	-------	------

具体的な内容

- ・全体会は区施設にて対面で実施。
- ・障害者虐待の事例検討および障害者差別解消法の改正についての研修、研修会の検討(権利擁護部会)

イ 開催時間

全体会	平日日中(業務時間内)	専門部会等	その都度異なる
-----	-------------	-------	---------

具体的な内容

研修会のみ業務時間外に実施(権利擁護部会)

江東区

2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経験年数
1	会長	里村 恵子	東京都立大学、東京保健医療専門職大学	学識経験者		長期
2	副会長	久保 雅美	権利擁護センター「あんしん江東」	社会福祉協議会		長期
3		鳥澤 剛	木場公共職業安定所	雇用関係機関		1年
4		和田 努	東京都立江東特別支援学校	教育関係機関		2年
5		田村 康二郎	東京都立墨東特別支援学校	教育関係機関		1年
6		石井 公子	江東区手をつなぐ親の会	家族・関係団体		長期
7		平松 謙一	おあしす福祉会	障害福祉サービス等事業者		長期
8		佐藤 ゆき子	江東区身体障害者相談員	身体・知的障害者相談員		長期
9		伊藤 善彦	江東楓の会	障害福祉サービス等事業者		長期
10		高井 伸一	地域活動支援センター ロータス	相談支援事業者		長期
11		肥田 淳	江東区障害者福祉センター	障害福祉サービス等事業者		1年
12		青柳 浩二	のびのび福祉会	障害福祉サービス等事業者		長期
13		岡田 芳久	ゆめグループ福祉会	障害福祉サービス等事業者		3年
14		田村 満子	こどもの発達療育研究所	障害福祉サービス等事業者		長期
15		油井 真	江東区聴覚障害者福祉推進協議会	障害当事者（ピアサポーター含む）		長期
16		山口 浩	人権擁護委員	その他		長期
17		吉川 秀夫	保健予防課長	保健所		2年
18		木内 苗津子	教育支援課長	行政職員（区市町村）		1年

(2) 委員構成

種別	全体会・部会名				
	全体会	権利擁護部会	児童部会	就労支援部会	地域生活支援部会
学識経験者	1	0	1	0	0
医療関係者	0	1	3	0	0
保健所	1	0	1	0	0
教育関係機関	2	0	7	1	0
雇用関係機関	1	0	0	1	0
企業	0	0	0	2	0
障害当事者（ピアサポーター含む）	1	2	0	0	0
家族・関係団体	1	0	0	0	0
身体・知的障害者相談員	1	0	0	0	1
相談支援事業者	1	2	0	1	11
障害福祉サービス等事業者	6	9	8	16	4
社会福祉協議会	1	2	0	0	1
法曹関係者	0	0	0	0	0
民生委員・児童委員	0	0	0	0	0
地域住民	0	0	0	0	0
行政職員（区市町村）	1	5	14	2	3
行政職員（都）	0	0	0	0	0
その他	1	2	2	1	0
計	18	23	36	24	20

種 別	全体会・ 部会名	精神部会
学識経験者		0
医療関係者		4
保健所		2
教育関係機関		0
雇用関係機関		1
企業		0
障害当事者（ピアサポーター含む）		0
家族・関係団体		1
身体・知的障害者相談員		0
相談支援事業者		0
障害福祉サービス等事業者		16
社会福祉協議会		1
法曹関係者		0
民生委員・児童委員		0
地域住民		0
行政職員（区市町村）		3
行政職員（都）		1
その他		0
計		29

3 地域自立支援協議会の活動状況

(1) 地域自立支援協議会での協議事項（複数回答）

⑥ 困難事例等の解決に向けた検討に関すること。

障害者虐待の事例について検討を行った。（権利擁護部会）

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること。

・特別教育支援アドバイザーによる講演を行い、教育部門における発達障害児支援の取組を共有するとともに、関係機関との連携の必要性について認識を深めた（児童部会）
 ・「機関連携が必要な事例について」をテーマに事例検討を行い、障害者本人だけではなく家族にも問題を抱える場合における支援の在り方等を検討した。（児童部会）
 ・事業所間の連携を深めるため児童通所事業者連絡会を開催し、抱える課題や支援方法等について意見交換を行った（児童部会）
 ・事業所における医療的ケア児支援の取り組みについて報告を行うとともに、意見交換により支援における課題を情報共有した（児童部会）

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること。

発達障害児の保護者支援としてペアレントメンターを育成することについて検討を行った（児童部会）

⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること。

令和6年4月に施行される障害者差別解消法の改正について、啓発を行った。（権利擁護部会）

② 就労支援に関すること。

就職支援や職場定着支援について、情報共有や課題整理を行った。（就労支援部会）

④ 高齢者福祉サービスとの連携に関すること。

障害者本人及び家族の高齢化に伴って生じる生活面の課題に関し、様々な社会資源の活用や連携について検討を行った。（就労支援部会）

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること。

就労支援を専門とした相談支援事業所の支援員を招き、就労支援と生活支援についての意見交換を行った。（就労支援部会）

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること。

事業者間の連携を深めるための協議を行い、相談支援事業者と居宅介護事業者との交流会を開催した（地域生活支援部会）

① 相談支援事業の運営体制に関すること。

相談支援事業所連絡会の開催による相談支援事業所間の情報共有を図った。（地域生活支援部会）

⑩ 地域生活支援拠点等の整備に関すること。

地域生活支援拠点の内容や動向について情報共有をした。（地域生活支援部会）

③ 地域移行・地域定着支援に関すること。

地域移行対象者の事例検討、情報交換。千葉方面の病院調査。（精神部会）

⑥ 困難事例等の解決に向けた検討に関すること。

地域課題を把握するための事例検討会の研修と実践。（精神部会）

⑭ その他

ぴあ交流会。制度や施設紹介を勧めるためのマップ作製。（精神部会）

(2) 地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

② 情報共有・情報発信

・関係機関の活動報告を通して、共通した課題の再認識や機関連携の必要性の確認などを行う（児童部会）
・支援における成功事例などを共有することで地域における支援力向上を図る（児童部会）

⑧ 社会資源の開発及び改善

東京都がペアレントメンターの養成を中止したことに伴い、今後のペアレントメンターを養成するため区としてどのように取り組むか検討した（児童部会）

② 情報共有・情報発信

グループでの検討を通して地域情報の共有。制度や施設紹介を勧めるためのマップ作製。（精神部会）

⑤ 地域課題の整理

地域課題を把握するための事例検討会の研修と実践。（精神部会）

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

地域移行対象者の事例検討、情報の共有。（精神部会）

(3) 地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 個別の困難事例の把握・検討（複数回答）

① 個別の困難事例に係る相談等を地域自立支援協議会として受け付けている。

事例検討を行うことで課題の抽出や新たな課題解決手段の提案などを行っている（児童部会）

② 専門部会やその他の各種連絡会等から検討が必要なものを取り上げている。

就労担当支援員連絡会を開催し、障害者の高齢化に伴う就労面の課題、及び生活面の変化への対応などについて、関係機関からの情報提供及び意見交換を行った。（就労支援部会）

イ 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

⑦ 医療的ケア

医療的ケア児支援に関する情報をまとめたガイドブック作成に当たり、原稿作成や校正を行うとともに完成品の配布についても協力した（児童部会）

⑧ 障害児支援

・発達障害児を持つ保護者の育児不安軽減や孤立解消のため保護者交流会を開催した（児童部会）
 ・教育分野における取組について情報共有を図ることで、ライフステージごとに必要となる支援の内容について認識を深めた（児童部会）

⑩ 地域移行・地域定着支援

地域移行対象者の事例検討、情報の共有。千葉方面の病院調査。（精神部会）

ウ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

特になし。

4 地域自立支援協議会の活性化

(1) 地域自立支援協議会活動の評価

ア 全体会・専門部会等の評価

全体会	一概には言えない。	専門部会等	活性化した。
-----	-----------	-------	--------

具体的な内容

・部会との連携等、活性化に向けてできることがないか検討していきたい（全体会）
 ・福祉施設における障害者虐待の実例を検討した結果、経験の浅い支援者の孤立化が要因の一つであると分析されたため、孤立化防止のため、若手支援者向けの研修と施設間交流会を実施した。（権利擁護部会）
 ・地域課題を把握するための事例検討会の研修と実践。（精神部会）

イ 活性化したと評価する理由

実例から要因を分析し、改善に向けての取り組みを実践したところに、活性化したと評価に値するだけの活動を行ったといえる。(権利擁護部会)
コロナ禍により開催を中断していた部会全体会や事業所連絡会について再開することができ、横のつながりを強化することができた。(児童部会)

継続した事例検討会の実施へとつながった。(精神部会)

ウ 活性化するための今後の取組

事例を検討することで、各委員の知見を結集し、困難ケースのファクターを突き止め、予防・改善措置を図る。(権利擁護部会)